

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
47	<p><b>有害鳥獣対策事業【結果04】</b></p> <p>ツキノワグマ捕獲許可の腕章紛失に対する対策について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 約70名の鳥獣被害対策実施隊が捕獲等を実施しているが、そのうち6名からツキノワグマの捕獲許可に係る腕章を紛失した旨の届出があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 仮に腕章が返却されず紛失・盗難に至った場合、捕獲許可を取得していない者が腕章を悪意で使用する可能性があるため、腕章の管理については、狩猟者が厳重に実施することは勿論のこと、市も管理状況を十分に確認することが求められるが、市は紛失に至った原因の分析や再発防止策の策定を十分に行っていない。よって、腕章の紛失に至った原因を紛失届出者にヒアリングするなどの原因追及を行い、その情報を市で共有するとともに、市は腕章の紛失を防止するための具体的な方針を策定し、狩猟者に周知させるべきである。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員の腕章の紛失届を提出した者に対するヒアリングを行い、腕章の紛失原因を明らかにし、その対応策を定め、鳥獣被害対策実施隊員に対して周知し、再発防止を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>鳥獣被害対策実施隊員の腕章の紛失者に対してヒアリングを実施するとともに、その原因を分析し、紛失防止策に係る具体的方針を策定しました。また、鳥獣被害対策実施隊全体会議において、実施隊員に対し、当該方針についての説明を行いました。</p> <p>なお、当該方針に基づく紛失防止対策については、令和6年度から実施することとしております。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
121	<p><b>農業基盤整備事業【結果19】</b></p> <p>補助金に係る消費税等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡市いきいき農村基盤整備事業補助金交付要領では、補助事業者が補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合に、市に報告を義務付ける文言がない。補助事業者には消費税等の納税義務者であり、消費税等の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税等として控除できる金額が確定することもある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 盛岡市いきいき農村基盤整備事業補助金交付要領に消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後には補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。</p>	<p>補助金に係る消費税等の処理について、補助金要領の所管課を交えて協議のうえ、要領の改正を行うこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>主管課の農政課との協議の結果、要領の改正は行わずに、消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を補助金交付決定通知書に記載し、交付申請者に通知することとしました。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
66	<p><b>新規就農支援事業【意見05】</b></p> <p>帳簿作成状況の確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 3 年度に給付が承認された 5 名について、令和 4 年 1 月に行われた就農状況確認時のチェックリストを閲覧したところ、作物別の生産量や売上高については「計画どおりの量（売上）を生産（売り上げを計上）している」と記載される一方で、3 名については、帳簿の管理状況として「帳簿をつけていない」と記載されていた。帳簿を作成せずに売上高の把握は困難であり、本来、「帳簿をつけていない」ことは支給要件に抵触する事項であるが、「帳簿をつけていない」と回答した受給者の中には仕訳帳や総勘定元帳の一部を添付している者もあり、実際の帳簿作成状況が明確になっていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 適切に帳簿が作成されていることが確認できるよう、帳簿の写しの提出時期や提出範囲、チェックリストへの記載方法等も含めて、帳簿の作成状況に係る確認方法を見直されたい。</p>	<p>「親元就農状況確認チェックリスト」は、受給者から提出のあった就農状況報告の記載内容を確認するとともに、今後営農指導を行っていくための参考資料として、内部で作成し使用しているものですが、適切に受給者の状況が把握できるよう確認方法の見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>就農状況報告は、親元就農計画に基づく計画的な営農が行われていることの確認を目的にしていることから、受給者の状況が正確に把握できるよう、売上等を確認するための決算書と帳簿の提出時期を 7 月に統一し、様式の改正及びチェックリストへの記載方法を見直しました。</p> <p>今後も、受給者の就農状況を確認することで、営農や経営に関する適切な助言・指導を行いフォローアップしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p><b>家畜貸付事業【意見09】</b></p> <p>市に返還される子牛の評価額の決定方法に係る規定について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 子牛の評価額の決定方法について、市で規定したものがないため、評価方法は実務上の運用に任されている。子牛の評価額は子牛の取引において使用される重要な指標であり、公平に決定されるべきものである。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> どのような協議体で、どのように評価額を決定すべきかを市の規定で定めるべきではないだろうか。</p>	<p>子牛の評価額については、子牛を返還した時点における直近の岩手県中央家畜市場の平均価格を評価額として公平に決定しており、規定で定めるかについては、必要に応じて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>子牛の評価額の決定方法につきましては、「盛岡市家畜貸付規則事務処理要領」において規定いたしました。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p><b>農業施設維持管理事業【意見11】</b></p> <p>除排雪報告書（月報）の提出期日について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 道路除排雪業務委託特記仕様書（農道）では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めているが、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。</p>	<p>除排雪報告書（月報）の提出期日につきましては、現実に即した期日となるよう除排雪業務関係各課と協議の上、仕様書を改正することといたします。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 5 年度の「道路除排雪業務委託特記仕様書」において、年度中の月報の提出期日を「速やかに」と改正しました。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p><b>林道管理事業【意見21】</b></p> <p>除排雪報告書（月報）の提出期日について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めているが、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 3月31日は比較的除排雪業務を行うことは少ないとのことであり、年度末である3月の月報は3月末日までの提出はそのままとしても、年度中の月報の提出期日は「翌月の〇日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。</p>	<p>除排雪報告書（月報）の提出期日につきましては、現実に即した期日となるよう除排雪業務関係各課と協議の上、仕様書を改正することといたします。 (林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 除排雪報告書（月報）の提出期日につきましては、現実に即した期日となるよう除排雪業務関係各課と協議の上、令和5年度契約では仕様書の一部を改正しました。</p> <p>&lt; R 4 年度 &gt; 月末までに発注者に提出するものとする。 &lt; R 5 年度 &gt; 速やかに発注者に提出するものとする。 (林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
152	<p><b>農業施設維持管理事業【意見31】</b></p> <p>除排雪報告書（月報）の提出期日について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 道路除排雪業務委託特記仕様書（農道）では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めているが、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となり、道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。</p>	<p>業務委託の内容について、令和 4 年度の状況を踏まえながら仕様書の改正について検討してまいります。 (玉山建設課)</p>	<p><b>○措置済</b> 令和 5 年度の道路除排雪業務委託特記仕様書（農道）において、年度中の月報の提出期日を「速やかに」と改正しました。 (玉山建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
154	<p><b>林道管理事業【意見32】</b></p> <p>除排雪報告書（月報）の提出期日について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めているが、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となり、道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。</p>	<p>業務委託の内容について、令和 4 年度の状況を踏まえながら仕様書の改正について検討してまいります。 (玉山建設課)</p>	<p><b>○措置済</b> 令和 5 年度の道路除排雪業務委託特記仕様書（林道）において、年度中の月報の提出期日を「速やかに」と改正しました。 (玉山建設課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。